第一条第一号の次に次の一号を加える。

二　法第二十六条第一項第三号に規定する特定下水道工事に関する事項

第十八条を第二十一条とする。

第十七条中「第三十九条」を「第四十六条」に改め、同条を第二十条とする。

第十六条中「第三十九条」を「第四十六条」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条第一項中「第三十四条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条第二項中「第三十四条第二項ただし書」を「第四十二条第二項ただし書」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条を第十七条とし、第十三条を第十六条とする。

第十二条第一項中「第三十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同条第二項中「第五条」を「第八条」に改め、同条を第十五条とする。

第十一条を第十四条とする。

第十条第一項中「彼此流用」を「相互流用」に改め、同条を第十三条とする。

第九条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第十二条とする。

第八条を第十一条とする。

第七条の見出し中「添附書類」を「添付書類」に改め、同条中「第三十条」を「第三十八条」に、「添附」を「添付」に改め、同条を第十条とする。

第六条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第九条とする。

第五条を第八条とし、第四条を第七条とし、第三条の三を第六条とし、第三条の二を第五条とする。

第三条第一項第一号中「第三号」を「第六号」に、「同項第七号」を「同項第十号」に改め、同条を第四条とする。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（特定下水道工事の公告）

第二条　法第三十条第四項の規定による公告は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

一　特定下水道の種類及び名称

二　工事の区域又は区間

三　工事の種類

四　工事の開始の日

2　前項の規定は、法第三十条第五項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第四号中「開始」とあるのは、「完了」と読み替えるものとする。

本則に次の一条を加える。

（不動産登記規則の準用）

第二十二条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第四十三条第一項第四号（同規則第五十一条第八項、第六十五条第九項、第六十八条第十項及び第七十条第七項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第一項及び第三項、第六十四条第一項第一号及び第四号並びに第百八十二条第四項の規定については、事業団を地方公共団体とみなして、これらの規定を準用する。

（建築基準法施行規則の一部改正）

第四条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第四項の表一(十八)の項(ろ)欄中「で定められた制限に適合」を「の規定に適合」に、「制限に係る」を「基準に係る」に改め、同項を同表(十九)の項とし、同表中(十七)の項を(十八)の項とし、(十六)の項を(十七)の項とし、(十五)の項を(十六)の項とし、(十四)の項の次に次のように加える。

(十五)	下水道法第二十五条の二の規定が適用される排水設備	配置図	下水道法第二十五条の二に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の配置	下水道法第二十五条の二の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた基準に係る排水設備に関する事項

（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の十一第一項」に改める。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第六条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十条第二項第三号中「特別警戒水位」を「洪水特別警戒水位」に改め、同条第六項中「水防調整官」の下に「並びに下水道部」を加え、同条第九項及び第十項中「水政課」の下に「及び下水道部」を加える。

第六十二条の六第二項中「もの及び」を「もの、」に改め、「下水道に係るもの」の下に「及び雨水出水浸水想定区域に係るもの」を加える。

（地方整備局組織規則の一部改正）

第七条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中第四十六号を第四十七号とし、第四十一号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四十号の次に次の一号を加える。

四十一　雨水出水浸水想定区域に関すること。

第八条第一項第三十四号中「こと」の下に「（建政部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第八十四条中第二十四号を第二十五号とし、第十九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　雨水出水浸水想定区域に関すること。

第八十五条中「第十九号」を「第二十号」に改める。

第八十六条第一項中「第二十号及び第二十一号から第二十四号まで」を「第二十一号及び第二十二号から第二十五号まで」に改める。

第九十条第七号中「海岸に係る水防」を「高潮浸水想定区域及び津波浸水想定」に改める。

第九十四条第一号中「こと（」の下に「建政部及び」を加える。

別表第五中「特別警戒水位」を「洪水特別警戒水位」に改める。

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第八条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　雨水出水浸水想定区域に関すること。

第三条第二十六号中「こと」の下に「（事業振興部の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第三十四条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　雨水出水浸水想定区域に関すること。

第四十九条第八号中「こと」の下に「（事業振興部の所掌に属するものを除く。）」を加える。